

大分県県営林J-クレジット販売公募に関する質問及び回答

番号	質問内容	回 答
1	<p>・当社は親会社の子会社として事業を展開しております。今回の公募案件について、親会社と共同で提案を行うことは可能でしょうか。もし可能な場合、申請手続きや必要書類等において特別な要件がありましたら、併せてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>・今回の公募は一者と協定締結を行うことを前提としているため、共同での参加申込及び提案は不可とする。ただし、会社法第2条第3号に定める子会社となる法人が参加申込をする場合は、「大分県県営林J-クレジット販売公募実施要領」（以下「要領」という。）の様式2-2「大分県県営林J-クレジット販売公募 参加要件資料」の添付書類として、親会社のものも併せて添付することができる。</p> <p>この場合、要領8の(3)のイの評価は、親会社の財務諸表で評価する。</p> <p>なお、上記の場合、協定の履行について子会社と共同で責を負う旨の親会社の誓約書を、要領の様式3「大分県県営林J-クレジット販売公募 企画提案書」と共に提出すること。</p> <p>※誓約書の書式は当ホームページにて追加。</p> <p>※誓約書の原本は別途郵送で令和8年2月24日（火）午後5時まで（必着）に提出すること。</p>
2	<p>・大分県県営林J-クレジット販売公募実施要領には、以下の記載がございます。</p> <p>「県は、協定締結候補者として選定された者と、事業の実施に必要な事項について速やかに協議し、販売要領第9条にも続く売買協定の締結を行う」</p> <p>この記載を踏まえ、販売要領第10条に規定されている売買契約書についても、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲で内容変更の協議が可能であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>